

船舶設備規程等の一部を改正する省令案新旧対照条文(案)

○	船舶設備規程(昭和九年逓信省令第六号)	(第一条関係)	1
○	船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)	(第二条関係)	3
○	船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)	(第三条関係)	7
○	船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)	(第四条関係)	9
○	船舶構造規則(平成十年運輸省令第十六号)	(第五条関係)	11
○	危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)	(附則第六条関係)	12

改正案				現行			
第十三号表 コンテナの荷重試験（第三百十一条の十八関係）				第十三号表 コンテナの荷重試験（第三百十一条の十八関係）			
（一）（略）				（一）（略）			
（二）積重ね試験				（二）積重ね試験			
荷重を負荷する箇所	荷重を負荷する方向	荷重の大きさ	荷重を負荷する方法	荷重を負荷する箇所	荷重を負荷する方向	荷重の大きさ	荷重を負荷する方法
（略）	（略）	（略）	一〜四（略） 五 扉を有するコンテナにあつては、一の扉を取り外した状態においても荷重を負荷すること。	（略）	（略）	（略）	一〜四（略）
（三）・（四）（略）				（三）・（四）（略）			
（五）横手方向ラッキング試験				（五）横手方向ラッキング試験			
荷重を負荷する箇所	荷重を負荷する方向	荷重の大きさ	荷重を負荷する方法	荷重を負荷する箇所	荷重を負荷する方向	荷重の大きさ	荷重を負荷する方法
一側面にある二個の上部隅金具	（略）	設計時に計画されたラッキング荷重と等しい大きさ	一（略） 二 コンテナを四個の下部隅金具により鉛直方向に緊縮し、かつ、荷重を負荷する上部隅金具がある側面と反対側の側面にある二個の下部隅金具により水平方向に緊縮すること。	一側面にある二個の上部すみ金具	（略）	設計時に計画されたラッキング荷重と等しい大きさ	一（略） 二 コンテナを四個の下部すみ金具により鉛直方向に緊縮し、かつ、荷重を負荷する上部すみ金具がある側面と反対側の側面にある二個の下部すみ金具により水平方向に緊縮すること。
四 扉を有するコンテナにあつては、一の扉を取り外し				三（略）			

備考 (略)	(六)	
	(八)	
	(略)	
		<p>五] た状態においても荷重を負荷すること。 コンテナの各端面が左右対象である場合は一の側面の上部隅金具についてのみ荷重を負荷すればよいが、その他の場合は各側面にある上部隅金具について荷重を負荷すること。</p>
備考 (略)	(六)	
	(八)	
	(略)	
		<p>四] コンテナの各端面が左右対象である場合は一の側面の上部すみ金具についてのみ荷重を負荷すればよいが、その他の場合は各側面にある上部すみ金具について荷重を負荷すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第五十六条の四 管海官庁は、法による検査を受け、これに合格したコンテナ（はじめて材料試験及び荷重試験を行ったものに限る。）又は法による検査を受け、これに合格したコンテナについて、最大総重量、最大積重ね荷重（コンテナの上部に他のコンテナを積み重ねることにより、当該コンテナに負荷される荷重のうち許容される最大のものをいう。以下同じ。）及びラッキング試験荷重値（扉を有するコンテナにあつては、一の扉を取り外した状態における最大積重ね荷重及びラッキング試験荷重値を含む。第三項において同じ。）、端壁強度並びに側壁強度を指定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第八条の船舶の設備として船級協会が検査を行ったコンテナについて船級協会が指定した最大総重量、最大積重ね荷重及びラッキング試験荷重値、端壁強度並びに側壁強度並びにその証印を附した安全承認板は、管海官庁の指定した最大総重量、最大積重ね荷重及びラッキング試験荷重値、端壁強度並びにその証印を附した安全承認板とみなす。</p> <p>第五十九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 船長は、コンテナに当該コンテナの最大積重ね荷重（船上において扉を開くことが想定されるコンテナにあつては、一の扉を取り外した状態における最大積重ね荷重）を超える荷重を負荷していないことを確認しなければならない。</p> <p>別表第1（第22条、第65条の6、第66条関係）</p>	<p>第五十六条の四 管海官庁は、法による検査を受け、これに合格したコンテナ（はじめて材料試験及び荷重試験を行ったものに限る。）又は法による検査を受け、これに合格したコンテナについて、最大総重量、最大積重ね荷重（コンテナの上部に他のコンテナを積み重ねることにより、当該コンテナに負荷される荷重のうち許容される最大のものをいう。以下同じ。）、ラッキング試験荷重値、端壁強度及び側壁強度を指定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第八条の船舶の設備として船級協会が検査を行ったコンテナについて船級協会が指定した最大総重量、最大積重ね荷重、ラッキング試験荷重値、端壁強度及び側壁強度並びにその証印を附した安全承認板は、管海官庁の指定した最大総重量、最大積重ね荷重、ラッキング試験荷重値、端壁強度及び側壁強度並びにその証印を附した安全承認板とみなす。</p> <p>第五十九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 船長は、コンテナに当該コンテナの最大積重ね荷重を超える荷重を負荷していないことを確認しなければならない。</p> <p>別表第1（第22条、第65条の6、第66条関係）</p>

(略)

製造に係る予備検査	(略)	(略)	(略)
救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	21,300円	
つり索の脱装置	1個につき	16,600円	
高圧ガス容器の弁	1個につき	510円	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			

別表第1の2 (第66条関係)

(略)

製造に係る予備検査	(略)	(略)	(略)
救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	21,100円	
つり索の脱装置	1個につき	16,500円	
高圧ガス容器の弁	1個につき	500円	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			

別表第2 (第66条関係)

(略)

製造に係る予備検査	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)

製造に係る予備検査	(略)	(略)	(略)
救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	21,300円	
高圧ガス容器の弁	1個につき	510円	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			

別表第1の2 (第66条関係)

(略)

製造に係る予備検査	(略)	(略)	(略)
救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	21,100円	
高圧ガス容器の弁	1個につき	500円	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			

別表第2 (第66条関係)

(略)

製造に係る予備検査	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

係る予備検査	救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	20,400円
	つり索の離脱装置	1個につき	15,800円
	高圧ガス容器の弁	1個につき	480円
(略)		(略)	(略)
(略)			

別表第2の2 (第66条関係)

製造に係る予備検査	(略)	(略)	(略)
	救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	20,200円
	つり索の離脱装置	1個につき	15,700円
	高圧ガス容器の弁	1個につき	480円
	(略)	(略)	(略)
(略)			

第22号の5様式 (第56条の4関係)

CSC SAFETY APPROVAL

丁 - / / /
 DATE MANUFACTURED
 IDENTIFICATION No.
 MAXIMUM GROSS WEIGHT kg lb

証印

係る予備検査	救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	20,400円
	高圧ガス容器の弁	1個につき	480円
	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)			

別表第2の2 (第66条関係)

製造に係る予備検査	(略)	(略)	(略)
	救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	20,200円
	高圧ガス容器の弁	1個につき	480円
	(略)	(略)	(略)
	(略)		

第22号の5様式 (第56条の4関係)

CSC SAFETY APPROVAL

丁 - / / /
 DATE MANUFACTURED
 IDENTIFICATION No.
 MAXIMUM GROSS WEIGHT kg lb

証印

ALLOWABLE STACKING WEIGHT
 FOR 1.8g

RACKING TEST LOAD VALUE

ONE DOOR OFF:

ALLOWABLE STACKING MASS
 FOR 1.8g

RACKING TEST LOAD VALUE

FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE

kg 1b

kg 1b

kg 1b

kg 1b

(注) (略)

ALLOWABLE STACKING WEIGHT
 FOR 1.8g

RACKING TEST LOAD VALUE

FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE

kg 1b

kg 1b

(注) (略)

改正案	現行
<p>（適用免除）</p> <p>第四条 国際航海（船舶安全法施行規則第一条第一項の国際航海をいう。以下同じ。）に従事する船舶であつて沿海区域を航行区域とするものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち国際航海に従事する船舶に関する規定（第四十四条第八項、第四十五条第二項、第四十五条の二第三項、第四十七条の二第二項及び第四十八条第三項（これらの規定を第六十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五項及び第六項並びに第六十八条第五項から第七項までの規定に限る。）は、適用しない。</p> <p>（可燃性ガス検定器等）</p> <p>第六十七条 第三種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船（閉囲されたロールオン・ロールオフ貨物区域等を有するものに限る。）、液体貨物（引火点が摂氏六十度を超えるものを除く。以下この条において同じ。）を輸送するタンカー、海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶並びにオイルフェンスの展張の用に供する船舶には、可燃性ガス検定器を備え付けなければならない。</p> <p>2 液体貨物を輸送するタンカー、海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶及びオイルフェンスの展張の用に供する船舶には、酸素濃度計を備え付けなければならない。</p> <p>3 前二項の規定によるほか、液体貨物を輸送するタンカーである第三種船には、予備の可燃性ガス検定器及び酸素濃度計並びに可燃性ガス検定器及び酸素濃度計の較正のための装置を備え付けなければならない。</p>	<p>（適用免除）</p> <p>第四条 国際航海（船舶安全法施行規則第一条第一項の国際航海をいう。以下同じ。）に従事する船舶であつて沿海区域を航行区域とするものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち国際航海に従事する船舶に関する規定（第四十四条第八項、第四十五条第二項、第四十五条の二第三項、第四十七条の二第二項及び第四十八条第三項（これらの規定を第六十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五項及び第六項並びに第六十八条第四項から第六項までの規定に限る。）は、適用しない。</p> <p>（可燃性ガス検定器）</p> <p>第六十七条 第三種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船（閉囲されたロールオン・ロールオフ貨物区域等を有するものに限る。）、液体貨物（引火点が摂氏六十度を超えるものを除く。）を輸送するタンカー、海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶並びにオイルフェンスの展張の用に供する船舶には、一個の可燃性ガス検定器を備え付けなければならない。</p> <p>2 前項の規定によるほか、液体貨物（引火点が摂氏六十度を超えるものを除く。）を輸送するタンカーである第三種船には、予備の可燃性ガス検定器及び可燃性ガス検定器の較正のための装置を備え付けなければならない。</p>

い。

(タンカーの貨物タンク等の附属設備)

第六十八条 (略)

2 (略)

3 載貨重量トン数二万トン以上の油タンカーには、貨物タンクに隣接

する区画(ポンプ室を除く。)に、機能等について告示で定める要件

に適合する固定式炭化水素ガス検知装置を備え付けなければならない

。ただし、管海官庁が当該区画の消防設備を考慮して差し支えないと

4 認める場合には、この限りでない。

5 7 (略)

ればならない。

(タンカーの貨物タンク等の附属設備)

第六十八条 (略)

2 (略)

3 載貨重量トン数二万トン以上の油タンカーには、貨物タンクに隣接

する区画(ポンプ室を除く。)に、機能等について告示で定める要件

に適合する固定式炭化水素ガス検知装置を備え付けなければならない

。ただし、管海官庁が当該区画の消防設備を考慮して差し支えないと

4 認める場合には、この限りでない。

5 6 (略)

○船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第3条、第29条関係）		型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
型式承認及び 検定	(略)	(略)	(略)
	救命艇又は救助艇の内燃 機関	329,900	1個につき 10,700
	つり索の離脱装置	86,800	1個につき 1,550
	救助艇の船外機	390,100	1個につき 15,100
(略)		(略)	(略)
別表第一の二（第29条関係）		型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
型式承認及び 検定	(略)	(略)	(略)
	救命艇又は救助艇の内燃 機関	329,700	1個につき 10,600
	つり索の離脱装置	86,700	1個につき 1,500
	救助艇の船外機	389,900	1個につき 14,900
(略)		(略)	(略)
別表第一（第3条、第29条関係）		型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
型式承認及び 検定	(略)	(略)	(略)
	救命艇又は救助艇の内燃 機関	329,900	1個につき 10,700
	つり索の離脱装置	86,800	1個につき 1,550
	救助艇の船外機	390,100	1個につき 15,100
(略)		(略)	(略)
別表第一の二（第29条関係）		型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
型式承認及び 検定	(略)	(略)	(略)
	救命艇又は救助艇の内燃 機関	329,700	1個につき 10,600
	つり索の離脱装置	86,700	1個につき 1,500
	救助艇の船外機	389,900	1個につき 14,900
(略)		(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第二 (第 29 条関係)

検定		検定 (単位 円)
(略)	(略)	(略)
救命艇又は救助艇の内燃機関	1 個につき	10,300
つり索の離脱装置	1 個につき	1,450
救助艇の船外機	1 個につき	14,500
(略)	(略)	(略)

別表第二の二 (第 29 条関係)

検定		検定 (単位 円)
(略)	(略)	(略)
救命艇又は救助艇の内燃機関	1 個につき	10,200
つり索の離脱装置	1 個につき	1,450
救助艇の船外機	1 個につき	14,300
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第二 (第 29 条関係)

検定		検定 (単位 円)
(略)	(略)	(略)
救命艇又は救助艇の内燃機関	1 個につき	10,300
救助艇の船外機	1 個につき	14,500
(略)	(略)	(略)

別表第二の二 (第 29 条関係)

検定		検定 (単位 円)
(略)	(略)	(略)
救命艇又は救助艇の内燃機関	1 個につき	10,200
救助艇の船外機	1 個につき	14,300
(略)	(略)	(略)

改正案	現行
<p>第六十三条 外板、暴露甲板、船底湾曲部、ディーブタンク（専ら燃料油、潤滑油又は貨物油（次項及び第六十五条第一項において「燃料油等」という。）を積載するものを除く。）の内面その他の腐食が生じやすい箇所には、告示で定める防食措置を講じなければならない。</p> <p>2 載貨重量トン数五千トン以上の原油の輸送の用に供するタンカー（船舶区画規程第二条第二項のタンカーをいう。）のディーブタンク（専ら燃料油等を積載するもののうち、原油を積載するものに限る。）内の腐食が生じやすい箇所には、告示で定める防食措置を講じなければならない。ただし、管海官庁が当該ディーブタンクに積載する原油の成分を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p>	<p>第六十三条 外板、暴露甲板、船底湾曲部、ディーブタンク（専ら燃料油、潤滑油又は貨物油（第六十五条第一項において「燃料油等」という。）を積載するものを除く。）の内面その他の腐しよくが生じやすい箇所には、告示で定める防しよく措置を講じなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（準用規定） 第二百七十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 船舶消防設備規則第六十八条第五項から第七項までの規定は、引火点が摂氏六〇度以下の貨物を運送する総トン数五〇〇トン以上の液体化学薬品ばら積船について準用する。この場合において、同条第五項中「炭化水素ガス濃度連続監視装置」とあるのは、「引火性ガス濃度連続監視装置」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用規定） 第二百七十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 船舶消防設備規則第六十八条第四項から第六項までの規定は、引火点が摂氏六〇度以下の貨物を運送する総トン数五〇〇トン以上の液体化学薬品ばら積船について準用する。この場合において、同条第五項中「炭化水素ガス濃度連続監視装置」とあるのは、「引火性ガス濃度連続監視装置」と読み替えるものとする。</p>